

令和2年 第4回

仁木町議会臨時会会議録

開 会 令和2年11月25日(水)

閉 会 令和2年11月25日(水)

仁 木 町 議 会

令和2年第4回仁木町議会臨時会議事日程

- ◆日時 令和2年11月25日（水曜日）午前10時30分 開会
◆場所 仁木町役場 3階議場
-

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）
日程第7 議案第1号 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例制定について
日程第8 議案第2号 特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制
定について
日程第9 議案第3号 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

令和2年第4回仁木町議会臨時議会会議録

開 会 令和 2年11月25日（水） 午前10時30分
 閉 会 令和 2年11月25日（水） 午前11時08分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	建 設 課 長	可 児 卓 倫
副 町 長	林 幸 治	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 辺 和 之
教 育 長	岩 井 秋 男	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(岩 佐 弘 樹)
総 務 課 長	岩 佐 弘 樹	代 表 監 査 委 員	原 田 修
財 政 課 長	鹿 内 力 三	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
企 画 課 長	新 見 信		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和2年第4回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、3番・門脇議員及び4番・佐藤議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本臨時会を開催するにあたり、本日、11月25日水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本臨時会には、承認1件、議案3件の計4件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3までは、これまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告及び日程第5の行政報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6の専決処分については、即決審議でお願いいたします。日程第7から第9の条例改正については、3件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日、11月25日水曜日。会期は、開会が11月25日、閉会が11月25日の1日限りといたします。

次に、その他の事項でございます。(1)新型コロナウイルス感染症防止対策に係る議会運営についてでございます。町内で新型コロナウイルスの感染が発生したため、仁木町議会新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドラインを「フェーズ1」に引き上げます。なお、これにより議案等の質疑時間は1議題につき40分に制限されます。

次に、(2)当面する行事予定は、お手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、11月25日の1日限りにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日、11月25日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程、ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長、並びに岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程、ご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）

○議長（横関一雄）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第1号の提案説明をさせていただき前に、この度、令和2年第4回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多用にも関わらずご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。そして、原田代表監査委員、今井監査委員におかれましても、万障繰り合わせの上ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、冒頭の行政報告につきましては、配布させていただきました書面にてご報告とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、承認第1号の提案説明をさせていただきます。承認第1号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和2年11月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の

議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和2年11月19日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ348万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6899万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和2年11月19日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）承認第1号、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）についてご説明申し上げます。本補正予算につきましては、令和2年11月19日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正歳入でございます。19款. 繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の348万5000円を追加し、補正後の合計を42億6899万7000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。9款. 消防費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の348万5000円を追加し、補正後の合計を42億6899万7000円とするものでございます。

下段、3ページをご覧ください。事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から22款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が348万5000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。19款. 繰入金、1項. 基金繰入金につきましては、財源調整のため348万5000円を追加するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。9款. 1項. 消防費につきましては、348万5000円を追加するものでございます。これは、11月19日の大雨災害に係る緊急対策費でございます。職員手当、土木作業等手数料、重機借上料、事業用原材料購入費の追加です。19日から20日にかけて、前線上の低気圧が発達しながら北海道付近を通過し、本町においても、大雨被害が予想されることから緊急的な対応が必要と判断し補正したもので、詳細につきましては行政報告のとおりでございます。9ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。以上で承認第1号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。なお、予め申し上げますが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、質疑は一議題につき40分までとさせていただきます。

それでは、質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは予算書の7ページ、今回の補正につきましては、先ほどご説明のとおり、11月19日に発生した大雨災害による緊急対応に対する予算措置ということでもありますけれども、先日、町長

の方からも、この対応については職員も夜を徹して対応されたということにつきましては、大変お疲れさまでございました。それで、行政報告の中にもありますけれども、大雨警報、土砂災害、洪水警報が出されたということで、土砂災害の危険が高まった地区が確認されたというふうに報告されておりますけれども、これはどこの地区であったのか、箇所もできればご説明願いたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）只今の議員のご質問ですけれども、行政報告における災害の危険が高まった地区ということで、その場所はということでございますけれども然別の共進地区が対象となりました。然別の共進地区並びに然別生活館裏の部分も一時対象となった状況でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）わかりました。それで、行政報告にも記載してありますけれども、避難所の設営を準備するなど、町民の安全を第一に対応したということでありまして、この対応につきましては夜間に大雨が降ったということで、町民の皆さんにはどう対応するお考えであったのか。この準備をされた避難所については、どこの地区の避難所なのか。その辺ちょっと具体的に説明願います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）避難所の開設準備につきましては、町民センター、然別地区については大江ということも考えられたんですけれども、町民センターを想定して準備を進めまして、職員も夜間に課長職を招集いたしまして、バス等ですね、事前にイナホ観光さんの方に連絡をして、準備が可能かというような確認等も含めて対応をしまいったところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それで先ほど、洪水警報が出されたということで、場所をお聞きしたら然別ということでありましたので、然別の例えば町内会長さん等には何か連絡をされたんでしょうか。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）然別の町内会長の方にはですね、大雨警報が発表されたのが、夜間の1時過ぎということでございます。その際にですね、そのメッシュ情報という危険度分布の情報もついたりつかなかったりということで、然別の町内会長さんに連絡をしてですね、どのような形で周知ですね、防災無線、電話等々、夜間で皆さん寝ている状況ですので、ただ避難ということになればですね、そのところ、避難という部分については高齢者避難ということになりますので、一般の方については避難準備という体制になります。それで、高齢者の方に避難の情報を流す方法ですとか、会長とお話をしながら進めてきて、会長もですね、自ら夜間、そのあと見回りをさせていただいたりですとか、職員もその前に当然、然別生活館の方も見回りをしておりますので、そのような形で町内会長さんの方にも連絡をしながら、順次、周知方法ですとか避難の時期、時間ですとかというところは話をしながら進めさせてもらっていたところですよ。

○議長（横関一雄）他にございませんか。5番・嶋田議員。

○5番（嶋田 茂）皆さん本当にご苦労さまでした。

そんな中ですね、重機借上料と出ているんですが、どのような機械を何日間借りたのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちらの重機借上料でございますが、こちらにつきましては、行政報告等にも一

部記載させていただいておりましたが、水道施設の取水が、河川の交流によってですね、一部塞がれたという部分もございまして、実際翌日から、重機、コンマ4のバックホウですとか、コンマ2のバックホウですとか、そちらを使ってですね、堆積した土砂、また転石等を除去する作業を順次開始しているところでもあります。また、そこに行くまでの道路の部分も、一部排水が閉塞されたことによってですね、一部傷んだ部分等もございまして、それらの対応、また河川もですね、一部土砂等が堆積して、流れが悪くなる部分もございまして、そちらの方の対応という形で、コンマ4なりコンマ2のバックホウ等でですね、計上しているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第3号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 議案第1号

仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第8 議案第2号

特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第9 議案第3号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第7、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第9、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは一括提案されました、議案3件につきまして、提案説明をさせていただきます。

議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年仁木町条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年11月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第2号のページをお開き願います。議案第2号、特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例（昭和44年仁木町

条例第1号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年11月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第3号のページをお開き願います。議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和2年11月25日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

以上、議案第1号から議案第3号まで一括提案説明とさせていただきます。なお詳細につきましては、岩佐総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩佐総務課長。

○総務課長（岩佐弘樹）議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定から、議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定までの条例改正につきましては、関連がありますので一括でご説明いたします。

それでは議案第1号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

本年10月7日の人事院勧告により、国会及び内閣に対し国家公務員の給与について官民格差等に基づき、給与水準の見直しの勧告が出されました。今回の改定は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当支給月数を0.05月引き下げる改定となっており、これに伴い、第203回臨時国会において法案が可決されたところであります。この度の条例改正につきましては、本町といたしましても、公務員の労働基本権制約の代償措置である人事院勧告を尊重し、また国準拠の基本的理念のもと、職員給与等に対して人事院勧告どおりの改定方針を決定したところであり、合わせまして、議会議員の期末手当の支給月数を0.05月引下げ、総支給月数を4.45月とする条例改正であります。

それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。なお、アンダーラインを付している部分が改正箇所であります。第1条関係の改正につきましては、第5条の期末手当支給額の条文中、期末手当の支給率「100分の225」を、「100分の220」に改め、支給月数を0.05月引下げ、総支給月数を4.45月とするものであります。

2ページをお開き願います。第2条関係の改正につきましては、第5条の期末手当支給額について、第1条関係で改正した支給率「100分の220」を6月及び12月期双方「100分の222.5」と改め、総支給月数を4.45月とするものであり、第1条による改正と第2条による改正での総支給月数は同じでございます。附則につきましては、施行期日の定めであり、第1条関係の改正は公布の日から施行し、第2条関係の改正は令和3年4月1日から施行するものであります。なお、本改正による歳出影響額は8万7000円の減となる見込みであります。以上で議案第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第2号、特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

この改正につきましては、先ほどご説明いたしました議案第1号と改正趣旨、内容を同じくし、本年の国家公務員における給与の改正に係る人事院勧告を踏まえた国準拠の改定方針に基づく職員給与費の改定に合わせ、町長、副町長及び教育長の期末手当支給月数を0.05月引下げ、総支給月数を4.45月に改正するものでございます。

それでは、改め文の朗読を省略し新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。第1条関係の改正につきましては、第4条第2項中、期末手当の支給率「100分の225」を「100分の220」に改め、支給月数を0.05月引下げ、総支給月数を4.45月とするものであります。

2ページをお開き願います。第2条関係の改正につきましては、第4条第2項中、第1条関係で改正した支給率「100分の220」を6月及び12月期双方「100分の222.5」と改め、総支給月数を4.45月とするものであり、第1条による改正と第2条による改正での総支給月数は、同じでございます。附則につきましては、施行期日の定めであり、第1条関係の改正は公布の日から施行し、第2条関係の改正は令和3年4月1日から施行するものであります。なお、本改正による歳出影響額は9万4000円の減となる見込みであります。以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

本条例改正につきましても、本年10月7日に出示されました国家公務員に対する令和2年人事院勧告並びに改正給与法の可決に伴い、国準拠の改定方針に基づいた本町の職員給与費の改定により、期末手当支給月数の0.05月引下げについて所要の改正を行うものであります。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。表の右側が現行、左側が改正案となっております。アンダーラインを付している部分が改正箇所であります。第1条関係の改正につきましては、第22条第2項及び第3項中、職員の期末手当に係る支給率「100分の130」を「100分の125」に改め、期末手当を0.05月引き下げるものであり、総支給月数を2.55月とするものであります。なお、第3項に規定する再任用職員については、期末手当に係る支給率の変更はございません。

2ページをお開き願います。第2条関係の改正につきましては、第22条第2項及び第3項中、第1条関係で改正した支給率「100分の125」を6月及び12月期双方「100分の127.5」に改め、総支給月数を2.55月とするもので、第1条による改正と第2条による改正での総支給月数は同じでございます。附則につきましては、施行期日の定めであり、第1条関係の改正は公布の日から施行し、第2条関係の改正は令和3年4月1日から施行するものであります。なお本改正による歳出影響額は110万円の減となる見込みでございます。以上で、議案第1号から議案第3号までの一括説明を終わります。

○議長（横関一雄）一括議題3件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに、討論・採決を行います。

それでは、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時05分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして発言の機会を賜り誠にありがとうございます。令和2年第4回仁木町議会臨時会の閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。本臨時会に提案いたしました案件につきましては議員各位の慎重なご審議のもと、ご可決賜り衷心よりお礼申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染拡大に歯止めがかからない状況が続いており、道内でも特に札幌市の感染状況や医療体制が非常に厳しい状況にあることを踏まえ、先日、鈴木北海道知事は、札幌市内

でのGoToトラベル事業の一時停止を検討せざるを得ないとの判断を下し、それを受けて国は札幌市と大阪市を対象から除外する方針を決めたと報道がありました。今年5月の大型連休には、緊急事態宣言のもと、外出自粛要請が出されたことはまだ記憶に新しいですが、これから年末年始を迎える中、今の感染状況が更に悪化した場合にはどのような措置が講じられていくのか。また、これから人が動く時期に、感染症対策を施しながら、経済を動かすことが果たして可能かという不安を抱きつつ、事業者や消費者は今後しばらく暗中模索の状態で行動していく他ありません。ただ、我々が今求められていることは、己のことしか考えるのではなく、相手の立場になって考え行動することです。基本的な感染症対策を自ら徹底することが、周りの感染拡大を防ぎ、正しく恐れるためにも確かな情報や知識を身に付け、感染症と向き合うことが本当の意味でのWithコロナという共存につながるものと信じているところであります。

最後になりますが、今後におきましても、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、健康管理には十分にご留意されますよう合わせてお願い申し上げます。本臨時会の閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和2年第4回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午前11時08分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和2年第4回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和2年11月25日～11月25日（1日間）

（開会～午前10時30分 / 閉会～午前11時08分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認 第1号	専決処分事項の承認について 令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決3号）	R2.11.25	承認可決
議案 第1号	仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R2.11.25	原案可決
議案 第2号	特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R2.11.25	原案可決
議案 第3号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	R2.11.25	原案可決